**平成２３年（フ）第７１０号**
埼玉県所沢市有楽町６番６―602号　フラット・キャスコ
債務者　根本　静夫
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第７１１号**
埼玉県所沢市有楽町６番６―602号　フラット・キャスコ
債務者　根本　静枝
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第７２６号**
埼玉県川越市大字今福1677番地３　田中ハイツ508号室
債務者　山下　愛美
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第７３３号**
埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘47番地６
債務者　小野　悦子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第７３７号**
埼玉県ふじみ野市大原１丁目６番23号　メゾン沢田201
債務者　榎本　　学
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第７４４号**
埼玉県入間郡越生町大字成瀬773番地１
債務者　小林めぐみ（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第７５２号**
埼玉県所沢市和ケ原１丁目3031番地の37　グリーンセイワ202
債務者　小谷　正明
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第７６６号**
埼玉県川越市新宿町６丁目８番地５　ボナール新宿202号室、前住所埼玉県川越市岸町１丁目３番地６　早茂マンションＢ―307号室
債務者　菊池　修一
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第４４９号**
埼玉県比企郡小川町大字下里1148番地３、住民票上の住所埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地１街区23棟102号
債務者　遠藤留美子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日までさいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第３３５号**
千葉県富里市新橋18番地17
債務者　鈴木　隆一
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２３年（フ）第３４２号**
千葉県成田市名古屋987番地18
債務者　岩瀬　敬二（旧姓根元）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２３年（フ）第３５２号**
千葉県八街市八街ほ613番地４　第一グリーンハイツ103
債務者　野澤　昌美（旧姓赤間）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２３年（フ）第３５３号**
千葉県八街市文違178番地６
債務者　伊東　敦己
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２３年（フ）第３６１号**
千葉県八街市砂709番地10
債務者　山本　敏揮
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２３年（フ）第３６７号**
千葉県成田市玉造３丁目１番地　６棟401号
債務者　中村　早苗
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２３年（フ）第１４１号**
千葉県袖ケ浦市代宿1068番地１　在原方
債務者　庄司　文昭
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで千葉地方裁判所木更津支部

**平成２３年（フ）第１４４号**
千葉県君津市戸崎1387番地２
債務者　重田　啓行
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで千葉地方裁判所木更津支部

**平成２３年（フ）第１９８号**
新潟県長岡市今井３丁目90番地
債務者　竹島　留美（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係